

返戻金制度について

当事業所は返戻金制度を設けています。採用決定者が、自己の都合により退職した場合、または採用決定者の責に帰すべき事由により退職に至った場合、求人者へ下記の割合で受領した紹介手数料の一部を返還いたします。

1 か月未満で退職した場合は紹介手数料の 7 0 %相当額
1 か月以上 3 か月未満で退職した場合は 5 0 %相当額
3 か月以上 6 か月未満で退職した場合は 2 0 %相当額

ただし求人者に起因する退職あるいは採用取消し、求人者の都合による解雇等の場合には適用しません。